

大気汚染防止法によるアスベスト規制の概要*

木田 正憲**

キーワード ①石綿 ②特定粉じん ③規制基準 ④届出 ⑤工作物

昨年のアスベスト問題に関する社会の関心の急激な高まりを受け、環境省は昨年12月に大気汚染防止法施行令および施行規則の一部改正を行い、建築物の解体現場等におけるアスベストの飛散予防措置の徹底を図った。また今年2月には大気汚染防止法を改正し、アスベストを使用している工作物についても、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務付けた。

これらの改正を含め、大気汚染防止法に基づくアスベスト規制の概要を以下に示す。

1. 特定粉じん発生施設の規制

環境庁(当時)が昭和63年に設置した「アスベスト対策検討会」において取りまとめられた報告で、工場における適正な維持管理等の実施が必要とされたことを受け、環境庁は平成元年、中央公害対策審議会の答申を得て、大気汚染防止法の改正を行った。改正では、石綿製品等製造工場から排出される石綿について、施設の届出や敷地境界基準

の遵守等の規制を課すこととした(図1参照)。

① 規制対象

工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん(石綿)を発生する施設(解綿用機械、混合機等9種類)を特定粉じん発生施設とした。

② 規制基準

大気中の石綿の濃度が、工場等の敷地境界において、1リットルにつき10本以下であることとした。なお、この敷地境界基準は昭和61年に出版された世界保健機関(WHO)のクライテリアを参考にして定められている。

③ 規制基準遵守のための措置

規制対象となる施設を設置または変更しようとする者に、事前に都道府県知事への届出を義務付けた。また、都道府県知事は届出の受理から60日以内の計画変更命令や、施設の構造等の改善命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収ができることとした。

なお環境省が行った調査によれば、平成元年度

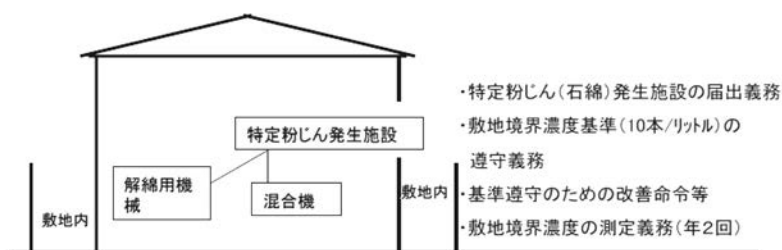


図1 特定粉じん発生施設の規制のイメージ

*Asbestos Regulation by Air Pollution Control Law

**Masanori KIDA (環境省水・大気環境局大気環境課 課長補佐)

以降届出があった規制対象の工場・事業場数は398で、そのうち平成17年11月段階で操業中のものは39となっている。

2. 特定粉じん排出等作業の規制

平成7年の阪神・淡路大震災による建築物の解体の増加等を契機に、平成8年に大気汚染防止法を改正し、建築物の解体等について、作業の届出、作業基準の遵守等の規制を課すこととした(図2参照)。

① 規制対象

吹付け石綿が使用されている建築物を解体、改造、補修する作業等を特定粉じん排出等作業とした。具体的には、耐火建築物または準耐火建築物を解体、改造または補修する作業のうち、当該建築物の延べ面積が500m²以上であり、かつ解体、改造または補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50m²以上である作業を規制対象とした。

② 規制基準

規制基準として作業基準を定めており、作業種類(解体、改造または補修)ごとに隔離、集じん装置設置、湿潤化等を規定している。

③ 届出の義務化等

規制対象となる作業をしようとする者に、事前に都道府県知事への届出を義務付けた。また、都道府県知事は届出受理から14日以内の計画変更命令や、作業基準の適合命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収ができることとした。

3. 特定粉じん排出等作業の規制の強化(規模要件の撤廃等)

昨年、アスベスト問題に関する社会の関心の激な高まりを受け、7月末に「アスベスト問題に

関する関係閣僚による会合」が開催され、政府としての「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられた。当面の対応においては、建築物の解体現場等におけるアスベストの飛散予防措置の徹底を図ること等が盛り込まれた。

環境省においては、石綿が使用されている建築物の解体作業等における特定粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、対象となる建築材料および作業の範囲を拡大することを目的に、大気汚染防止法施行令および施行規則の一部改正を行い、昨年12月21日に公布、今年3月1日に施行した。

① 規制対象

従来の吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材および耐火被覆材を追加した。また、従来の耐火建築物または準耐火建築物で延べ面積が500m²以上かつ吹付け石綿の使用面積の合計が50m²以上、という規模要件等を撤廃した。

② 作業基準

作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示すること等を義務付けた。

4. 特定粉じん排出等作業の規制の強化(工作物の追加)

昨年12月27日に開催された第5回「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において、「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられた。対策には隙間のない健康被害者の救済等と合わせ、今後の被害を未然に防止するため、大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律について改正を行うことが盛り込まれた(図3参照)。

これを受け、大気汚染防止法を改正し、アスベ

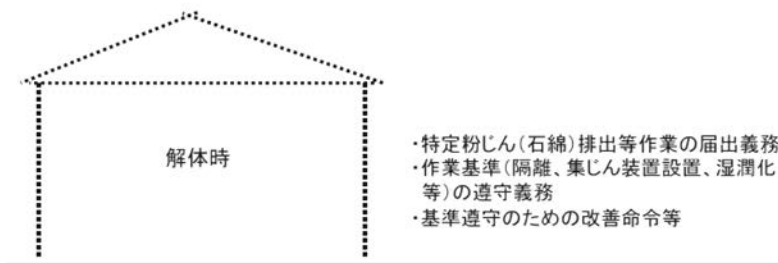


図2 特定粉じん排出等作業の規制のイメージ

ストを使用している工作物(工場のプラント等)についても、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務付けることとした。本改正は、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」として、今年2月10日に公布した。

なお、改正された大気汚染防止法の施行は公布日から8カ月以内となっており、現在施行に向けた作業を行っているところである。

① 規制対象

従来の建築物に加え、アスベストを使用している工作物(工場のプラント等)について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務付けた。

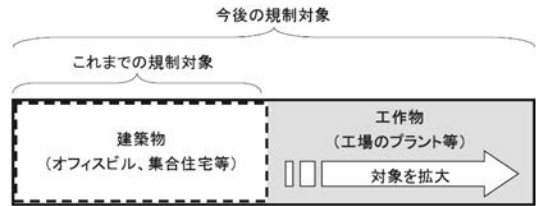


図3 特定粉じん排出等作業の規制対象の追加

以上、大気汚染防止法によるアスベスト対策の概要を概観したが、今後同法の適切な施行はもとより、関係の施策を総合的に実施することにより、アスベスト飛散防止対策のいっそうの推進を図っていく。